

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規 則

○非常勤職員公務災害補償等条例施行規則の一部を改正する規則

(職員厚生課)

一

告 示

○特定地域づくり事業協同組合の認定

(地域振興課)

二

○保安林の指定の解除の予定

(森林整備課)

二

○保安林の指定の予定(三件)

(同)

二

○建設業の営業の停止

(事業管理課)

三

○道路の区域変更

(道路課)

三

○道路の供用開始

(同)

四

公 告

○開発行為に関する工事の完了(二件)

(建築宅地課)

四

選挙管理委員会

○政治団体の届出

四

○政治団体の届出事項の異動届

五

○政治団体の解散届

五

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和二年分)

五

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和三年分)

六

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和四年分)

六

○資金管理団体の届出事項の異動届

八

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正(令和二年分)

八

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正(令和三年分)

八

人事委員会

ページ

規 則

○人事委員会規則七―三十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則

八

宮城海区漁業調整委員会

○かご漁業の制限

八

非常勤職員公務災害補償等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県規則第八号

非常勤職員公務災害補償等条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤職員公務災害補償等条例施行規則(昭和四十二年宮城県規則第九十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二号5中「皮膚かじよう」を「皮膚潰瘍」に改め、同表第三号3中「チエンソー、ブツシユクリナー、さく岩機」を「チエンソー、ブツシユクリナー、削岩機」に、「抹しよう循環障害、末しよう神経障害」を「末しよう循環障害、末しよう神経障害」に改め、同表第四号2中「ふつ素樹脂」を「ふつ素樹脂」に改め、同表第七号1中「ベンジン」を「ベンジジン」に、「尿路系しゅよう」を「尿路系腫瘍」に改め、同表2中「尿路系しゅよう」を「尿路系腫瘍」に改め、同表3中「四―アミノジフェニル」を「四―アミノジフェニル」に、「尿路系しゅよう」を「尿路系腫瘍」に改め、同表4中「四―ニトロジフェニル」を「四―ニトロロジフェニル」に、「尿路系しゅよう」を「尿路系腫瘍」に改め、同表8中「中皮しゅ」を「中皮腫」に改め、同表10中「肝血管肉しゅ」を「肝血管肉腫」に改め、同表16中「15」を「16」に改め、同表16を同表17とし、同表15中「ピッチ、アスファルト又はパラフィン」を「ピッチ、アスファルト又はパラフィン」に改め、同表15を同表16とし、同表14中「骨肉しゅ、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫」に改め、同表14を同表15とし、同表中13を14とし、12を13とし、11を12とし、10の次に次のように加える。

11 三・三・三・ジクロロ―四・四・四・アミノジフェニルメタンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍

別表第一第八号中「わたつて」を「わたつて」に改める。

附 則

告 示

この規則は、公布の日から施行する。

○宮城県告示第九十八号

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第六十四号）第三条第一項の規定により、次のとおり特定地域づくり事業協同組合を認定したので、同条第六項の規定により告示する。

令和五年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 名称

気仙沼ジョイントワークス協同組合

二 住所

気仙沼市南町二丁目二番十七号 二F

三 代表者の氏名

岡本 貴之

四 事務所の名称

気仙沼ジョイントワークス協同組合

五 事務所の所在地

気仙沼市南町二丁目二番十七号 二F

六 地区

気仙沼市

七 事業

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく組合員のためにする特定地域づくり事業としての労働者派遣事業

八 有効期限の満了の日

令和十五年二月十六日

○宮城県告示第九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和五年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

石巻市渡波字大森一九（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和五年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林子定森林の所在場所

石巻市北上町女川字南入山二三（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和五年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所
栗原市花山字本沢穴ノ原一の一、二の一

二 指定の目的
水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和五年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市一迫字長崎明神沢二の一、二の三

二 指定の目的
水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

令和五年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分をした年月日

令和五年二月十五日

二 被処分者の商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業許可番号 (宮城県知事許可)
スチール倶楽部株式会社 佐々木 市夫	石巻市小船越字沢田山三番地	般一三十 第二万五千五百六十五号

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲
建設業に係る営業の全部

2 営業停止期間
令和五年三月一日から同月七日までの七日間

四 処分の原因となった事実

スチール倶楽部株式会社は、鉄筋工事業に係る建設業許可を受ける前の平成三十年十月から令和四年二月までの間に、宮城県内の複数の公共及び民間の鉄筋工事において、法第三条第一項の規定に違反して同法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第一条の二第一項に規定する金額以上の工事請負契約を締結した。

このことは、法第二十八条第二項及び第三項に該当する。

○宮城県告示第百四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和五年二月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土

本事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 女川牡鹿線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員(メートル)		敷地の延長(メートル)	
後	前	後	前	後	前	後	前
牡鹿郡女川町野々浜字大道二二七番一地从先から 同郡同町野々浜字大道二二七番一地从先まで		一九・二二 二六・七	一五・七 二六・七	二二・七	二二・七	二二・七	二二・七

○宮城県告示第百五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和五年二月二十四日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	女川牡鹿線	牡鹿郡女川町野々浜字大道二二七番一地从先から 同郡同町野々浜字大道二二七番一地从先まで	令和五年 二月二十四日

公 告

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和五年二月二十四日

- 一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称
 - 宮城県知事 村 井 嘉 浩
 - 多賀城市山王字山王三区四十五番一、四十六番一、四十七番一、六十三番一の一部、六十三番二

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

令和五年二月二十四日

の一部、六十三番二地先水の一部
多賀城市八幡三丁目九番二十五号
株式会社草刈商事

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和五年二月二十四日

- 一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称
 - 宮城県知事 村 井 嘉 浩
 - 伊具郡丸森町字除北五十七番一の一部、八十二番七、五十七番一地从先法定外水路の一部(第一工区)
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
 - 丸森町

選挙管理委員会

○宮選挙告示第八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

令和五年二月二十四日

宮城県選挙管理委員会
委員長 皆 川 章太郎

(一) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
参政党宮城第1支部	伊東 義晃	杉本 優	仙台市若林区連坊小路一〇一二〇	令和五年一月十二日
参政党宮城第5支部	千葉 勝義	及川 真也	登米市中田町石森字新中田二八一三	令和五年一月十二日
参政党宮城第2支部	ローレンス 綾子	田口 道夫	仙台市宮城野区岡田字久兵衛前五四一四	令和五年一月十二日
参政党宮城第4支部	千葉久美子	高橋 明子	塩竈市白菊町二一三四	令和五年一月十二日

一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
片山ひろし後援会	片山 裕	片山 桂一	塩竈市新富町三二一三〇	令和五年一月五日
齋藤強後援会	齋藤 強	齋藤 強	角田市角田字裏町一一六一八	令和五年一月四日
鈴木和信後援会	萩原 俊二	遠藤 和夫	黒川郡大衡村大衡字萱刈場一三五	令和五年一月五日
「白砂青松会」	齋藤 俊夫	松田 正雄	巨理郡山元町つばめの杜三三三七	令和四年六月二十日
山本信悟後援会	和泉 善雄	齋藤 久	黒川郡大衡村駒場字小堤五一	令和五年一月十一日

○宮選管告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和五年二月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党岩沼市支部	村上 智行	会計責任者の氏名	飯塚 悦男	佐藤 淳一	令和四年十二月二日
宮城維新の会	早坂 敦	主たる事務所の所在地	富谷市ひより台二一三一	仙台市青葉区一番町三一〇一四	令和五年一月一日
立憲民主党宮城県第4区総支部	安住 淳	政治団体の名称	立憲民主党宮城県第4区総支部	立憲民主党宮城県第5区総支部	令和五年一月二十日
(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）					
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
遠藤久和後援会	遠藤みゆき			遠藤 久和	令和四年七月十四日
おぶち洋一郎後援会	阿部 哲			浅川 紀明	令和五年一月二十一日
櫻井隆後援会	菊地 勇			佐藤 忠一	令和二年

の氏名

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
電機連合宮城地協政治活動委員会	菊地 知幸	菊地 知幸		令和五年一月十三日
仁田和廣政策研究会	仁田 和廣	仁田 友子	伊藤 栄喜	令和五年一月二十日
法華栄喜後援会	及川留太郎	大崎市松山千石字南亀田七六一	大崎市松山千石字亀田四一三一	令和四年五月一日
宮城県遺族政治連盟	高橋 義雄	高橋 義雄	鈴木喜美男	令和四年六月八日
宮城県日本共産党後援会	杉山 茂雅	杉山 茂雅	及川 薫	令和四年十一月二十日
宮城県林業政治連盟	大内 伸之	大内 伸之	佐藤 正友	令和四年五月三十一日

○宮選管告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

令和五年二月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
立憲民主党宮城県参議院選挙区第2総支部	小畑 仁子	令和四年十二月十日
(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）		
政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
安部俊三後援会	後藤 直彦	令和四年二月二日
江口まさお後援会	阿部 鷹男	令和四年二月二十日
遠藤久和後援会	遠藤みゆき	令和四年七月十四日
大内じゅん・あしたの仙台プロジェクト	大内 順	令和四年四月三十日
佐藤千加雄後援会	戸田 守	令和三年十二月二十六日
伊達な宮城を考える会	須貝 和広	令和四年十二月二十日
宮城県藤井基之薬剤師後援会	山田 卓郎	令和四年十二月二十八日

○宮選管告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和二年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和五年二月二十四日

宮城県選挙管理委員会
委員長 皆 川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

佐藤千加雄後援会

報告年月日 4. 1. 28 (3. 12. 26解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮城県選挙区第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和三年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和五年二月二十四日

宮城県選挙管理委員会
委員長 皆 川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

安部俊三後援会

報告年月日 4. 2. 17 (4. 2. 2解散)

1 収入総額 6,067

前年繰越額 6,067

2 支出総額 1,100

3 支出の内訳

経常経費 1,100

事務所費 1,100

江口まさお後援会

報告年月日 5. 1. 18 (4. 2. 20解散)

1 収入総額 0
2 支出総額 0
遠藤久和後援会
報告年月日 5. 1. 10 (4. 7. 14解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

大内じゅん・あしたの仙台プロジェクト

報告年月日 5. 1. 13 (4. 4. 30解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

佐藤千加雄後援会

報告年月日 4. 1. 28 (3. 12. 26解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮城県選挙区第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和四年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和五年二月二十四日

宮城県選挙管理委員会
委員長 皆 川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（政党の支部）

立憲民主党宮城県参議院選挙区第2総支部

国會議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号

公職の候補者の氏名 小畑 仁子

公職の候補者に係る公職の種類 参議院議員

報告年月日 4. 12. 16 (4. 12. 10解散)

1 収入総額 12,000,000

本年収入額 12,000,000

2 支出総額 12,000,000

3 本年収入の内訳				1 収入総額	0	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	12,000,000			2 支出総額	0	
立憲民主党本部	10,000,000			大内じゅん・あしたの仙台プロジェクト		
立憲民主党本部	2,000,000			報告年月日 5. 1. 13 (4. 4. 30解散)		
4 支出の内訳				1 収入総額	0	
経常経費	8,785,219			2 支出総額	0	
人件費	751,326			伊達な宮城を考える会		
光熱水費	122,259			報告年月日 5. 1. 13 (4. 12. 20解散)		
備品・消耗品費	1,634,451			1 収入総額	461,507	
事務所費	6,277,183			前年繰越額	100,000	
政治活動費	3,214,781			本年収入額	361,507	
組織活動費	166,714			2 支出総額	461,507	
選挙関係費	2,309,587			3 本年収入の内訳		
機関紙誌の発行その他の事業費	738,480			個人の党費・会費	7,000	(7人)
機関紙誌の発行事業費	27,520			寄附	354,500	
宣伝事業費	710,960			個人分	354,500	
(その他の政治団体)				その他の収入	7	
安部俊三後援会				一件十万円未満のもの	7	
報告年月日 4. 2. 17 (4. 2. 2解散)				4 支出の内訳		
1 収入総額	4,967			政治活動費	461,507	
前年繰越額	4,967			寄附・交付金	461,507	
2 支出総額	4,967			5 寄附の内訳		
3 支出の内訳				(個人分)		
経常経費	4,967			彦坂 公之	354,500	三重県鈴鹿市
事務所費	4,967			宮城県藤井基之葉剱師後援会		
江口まさお後援会				報告年月日 5. 1. 13 (4. 12. 28解散)		
報告年月日 5. 1. 18 (4. 2. 20解散)				1 収入総額	73,284	
1 収入総額	0			前年繰越額	73,284	
2 支出総額	0			2 支出総額	73,284	
遠藤久和後援会				3 支出の内訳		
報告年月日 5. 1. 10 (4. 7. 14解散)				経常経費	440	

事務所費 440

政治活動費 72,844

寄附・交付金 72,844

○宮選管告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。
令和五年二月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

資金管理団体の届出をした者の氏名 資金管理団体の名称 異動事項 新 旧 異動年月日

佐藤 淳一 ONOME IWA 公職の種類 岩沼市長 岩沼市議会議員 令和五年一月十三日
淳一後援会 NOME IWA 佐藤 淳一後援会

○宮選管告示第十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があった令和二年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、令和三年宮選管告示第八十五号の一部を次のとおり改める。
令和五年二月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

遠藤隼人後援会の令和二年分収支報告書の要旨の

5 寄附の内訳中

「自由民主党宮城県泉区第三支部 460,000 仙台市泉区」の次の行に

「6 資産等の内訳

〔借入金〕

遠藤 隼人 1,500,000〕を加える。

○宮選管告示第十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があった令和三年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、令和四年宮選管告示第二十三号の一部を次のとおり改める。

令和五年二月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

遠藤隼人後援会の令和三年分収支報告書の要旨の

5 寄附の内訳中

「年間五万円以下のもの 30,000」の次の行に

「6 資産等の内訳

〔借入金〕

遠藤 隼人 2,300,000〕を加える。

人事委員会

人事委員会規則七―三十三（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年二月二十四日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則七―三十三―七十四

人事委員会規則七―三十三（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―三十三（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

別表第七トの表昇格後の号俸の5級欄中 「 37 38 39 40 41 42 42 42 43 43 44 」に改める。

43 を 「 38 39 40 41 41 41 42 42 42 43 43 43 44 」 に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の規則七―三十三の規定は、令和四年四月一日から適用する。

宮城海区漁業調整委員会

○宮城海区漁業調整委員会指示第六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、宮城県地先海面（共同漁業権区域を除く。）において、一トン以上二十トン未満の漁船を使用して行うかご漁業（以下「かご漁業」という。）の操業については、次のとおり制限する。

令和五年二月二十四日

宮城県海区漁業調整委員会

会 長 關 哲 夫

一 制限期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

二 操業区域

宮城県地先海面（共同漁業権区域を除く）

三 漁業時期

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

四 操業の届出

二の操業区域においてかご漁業を操業しようとする者は、使用漁船ごとに、別紙かご漁業操業事務取扱要領に定めるところにより、宮城県海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に届出をしなければならぬ。

また、届出の記載事項に変更が生じたときは、遅延なく、委員会に届出をしなければならぬ。

五 条件

1 四の届出をした者（以下「届出者」という。）は、操業する際、委員会が交付する届出を受理したことを証する書面（写しでも可）を漁船に備え付けなければならない。

2 届出者は、操業期間中、別に定める標識を使用する漁船の船体の見やすい場所に表示しなければならない。

3 届出者は、宮城県漁業調整規則（令和二年宮城県規則第三百号）第六十条の規定を遵守しなければならない。

4 ワタリガニ（ガザミ）については、抱卵個体（外子を有する個体）を漁獲した場合は、再放流しなければならない。

5 届出者は、操業する海域において漁業者間で定められている操業ルールを遵守するよう努めるほか、必要に応じて漁業者間で協議し、協調操業体制を確保しなければならない。

6 届出者は、操業する海域において漁場が競合する他の漁業がある場合には、必要に応じて、無線又は船舶電話等により相手方と交信し、トラブルの回避に努めなければならない。

7 届出者は、漁業時期終了後一か月以内に、漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

（別紙）

かご漁業操業事務取扱要領

（操業の届出及び変更の届出）

第一 かご漁業の制限（令和四年度宮城県海区漁業調整委員会指示第六号。以下「委員会指示」という。）

四の届出（以下「届出」という。）をしようとする者は、漁業協同組合に所属する者にあつては所属漁業協同組合が取りまとめ、かご漁業操業届出書（様式第一号。以下「操業届出書」という。）を宮城県海区漁業調整委員会（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県水産林政部水産振興課内。以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

2 届出をした者（以下「届出者」という。）は、操業届出書の記載事項に変更が生じたときは、遅延なくかご漁業変更届出書（様式第二号。以下「変更届出書」という。）を委員会に提出しなければならない。

3 宮城県以外の船籍の者（以下「県外届出者」という。）が届出をしようとする場合は、届出者の住所の所在する都道府県知事の副申書を添えて、かご漁業操業届出書（様式第一号）を委員会に提出しなければならない。

（届出書の受理）

第二 操業届出書及び変更届出書は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）、その他関係法令に抵触しない場合及び漁業調整上支障がない場合に限り受理するものとする。

（届出を受理したことを証する書面の交付）

第三 委員会は、第二の規定に基づき届出書を受理したときは、届出者の住所を管轄する地方振興事務所（県外届出者にあつては管轄する都道府県）を通じ、届出を受理したことを証する書面を届出者に交付する。

（船体の標識）

第四 委員会指示五の2で定める標識は、様式第三号とする。

（漁獲成績報告書）

第五 委員会指示五の7の漁獲成績報告書は、様式第四号とする。

（操業届出書等の経由）

第六 操業届出書、変更届出書及び第五の漁獲成績報告書は、届出者を管轄する地方振興事務所（県外届出者にあつては管轄する都道府県）を経由して提出するものとする。

(様式第1号)

かご漁業操業届出書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会 会長 殿

漁業協同組合 (又は届出者)

㊦

下記のとおり、かご漁業に着業するので届出ます。

届出番号	一連 番号	船 名	漁船登録 番号	総トン数	操業 予定 時期	届 出 者		備考
						住 所	氏 名	
	1							
	2							
	3							
	4							
	5							
	6							
	7							
	8							
	9							
	10							

年 月 日 上記届出を受理

宮城海区漁業調整委員会

海区收受
印押印欄

(様式第2号)

かご漁業変更届出書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名
印

先に届出した内容について、次のとおり変更したので届け出ます。

記

- 1 船 名 _____ 丸
- 2 漁船登録番号 _____
- 3 届 出 番 号 宮かご第 _____ 号○
- 4 変更の内容

項 目	変 更 前	変 更 後
5 変更の理由		

(様式第3号)

宮かご第 号〇

1 文字及び数字(届出番号)の大きさは8センチメートル以上とし、太さは1.5センチメートル以上とすること。
船外機動力漁船にあっては、文字及び数字(届出番号)の大きさは4センチメートル以上とし、太さは1センチメートル以上とする。

2 文字、数字(届出番号)は、黒色とすること。

3 ○印には、所属漁協(宮城県漁業協同組合にあっては、所属支所)の頭文字を記入すること。
(漁業協同組合に所属していない場合、○印部分の記載は不要)

(様式第4号)

かご漁業漁獲成績報告書

宮城県漁業調整委員会 会長 殿

提出年月日: 年 月 日

届出番号	宮かご第 号	乗組員数	人(船主を除いた人数)
所属漁協名		1本あたりの使用かご数:	カゴ
届出者氏名	印	1本あたりの総延長:	m
漁船登録番号		総使用本数:	本(何本敷設しているか記入)
漁船名		規 模	主に使用する餌:
総トン数	トン		

1 操業状況

月	操業日数	漁場番号	主な魚種別漁獲量(kg)			金額(千円) ※税抜き
			ガザミ(クマリガニ)	マアサゴ	ミスダコ	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
1						
2						
3						
計						

2 主な水揚げ先

3 操業に要した所要経費

経費(千円)				経費合計(千円)	備考
漁具費	燃料費	餌代	人件費		
			その他()		